

浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり 条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 不当な差別的取扱いの禁止（第8条・第9条）

第3章 合理的配慮の推進の取組（第10条・第11条）

第4章 差別等事案を解決するための仕組み（第12条—第20条）

第5章 雑則（第21条）

附則

全ての市民は、かけがえのない個人として尊重されるものであり、市民一人ひとりが、障がいの有無にかかわらず、その人らしく豊かに生きる権利を有している。

しかしながら、障がいのある人は、周囲の理解不足、誤解、偏見等により不利益な取扱いを受け、また、障がいに対する配慮が十分ではないために日常生活の様々な場面で生きづらさを感じる状況に置かれることがある。

このような状況を踏まえ、私たちには、障がいのある人に対する様々な障壁を取り除き、いかなる不当な差別的取扱いも無くす取組が求められている。

ここに、私たちは、障がいのある人が、障がいのない人と等しく、基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に安心して生きることができるまちの実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、障がいを理解し、障がいのある人への不当な差別的取扱いを無くすことに関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障がいのある人も障がいのない人も共に安心して生きることができるまちの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい

を含む。) その他の心身の機能の障がい (以下「障がい」と総称する。) がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) 合理的配慮 障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としていることが認識できる場合において、障がいのある人が障がいのない人 (障がいのある人以外の者をいう。以下同じ。) と同等の権利の行使又は利益の享受ができるようにするため、その実施が過重な負担とならない範囲で、障がいのある人の意向を尊重しながら行う、必要かつ合理的な現状の変更又は調整をいう。

(4) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障がいを理由として、障がいのない人と異なる不利益な取扱いをすること又は合理的配慮を怠ることをいう。

(5) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。

(6) 市民 市内に居住し、又は滞在する者 (通勤又は通学をする者を含む。) をいう。

(基本理念)

第3条 不当な差別的取扱いのない共生社会を実現するため、全ての人は等しく基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられなければならない。

2 社会全体で相互理解の推進と合理的配慮に取り組み、障がいの有無にかかわらず、誰もが平等に参加できる社会を作らなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念 (以下「基本理念」という。) にのっとり、障がいのある人への不当な差別的取扱いを無くすための施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 市は、不当な差別的取扱いを無くすための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 不当な差別的取扱いの禁止

(不当な差別的取扱いの禁止)

第8条 何人も、障がいのある人、その家族等に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(相互理解の推進)

第9条 市、事業者及び市民は、不当な差別的取扱いを無くすため、障がい及び障がいのある人について相互に理解を深めなければならない。

2 市長及び教育委員会は、児童及び生徒が障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるための教育の重要性を認識し、その実施について相互に連携を図るものとする。

第3章 合理的配慮の推進の取組

(合理的配慮の推進の取組)

第10条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、合理的配慮をしなければならない。

(1) 不特定多数の者が利用する施設（公共交通機関を含む。）を供用する場合

(2) 意思疎通を図る場合又は不特定多数の者に情報を提供する場合

(3) 労働者の募集、採用又は労働条件を決定する場合

(4) 教育を行う場合

(5) 保育を行う場合

(6) 療育を行う場合

(7) その他社会的障壁となつて、障がいのある人に対し、日常生活又は社会生活に相当な制限を与えている場合

2 事業者は、前項各号に掲げる場合には、合理的配慮をするよう努めなければならない。

3 市民は、第1項各号に掲げる場合には、合理的配慮をするよう努めるものとする。

(合理的配慮等の評価)

第11条 市は、この条例に基づく相互理解の推進及び合理的配慮の取組状況の評価を行わなければならない。

2 市長は、共生社会の実現に向け、障がい及び障がいのある人に対する理

解を広げ、不当な差別的取扱いを無くすため市民の模範となる行為をしたと認める者を表彰することができる。

第4章 差別等事案を解決するための仕組み

(相談)

第12条 障がいのある人、その家族その他関係者は、市に対し、不当な差別的取扱いに該当すると思われる事案（以下「差別等事案」という。）について、相談をすることができる。

2 市は、前項の相談があった場合は、必要に応じ、当該差別等事案に係る次に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 事実の確認及び調査
- (2) 必要な助言及び情報提供
- (3) 関係者間の調整

(あっせんの申立て)

第13条 障がいのある人は、差別等事案がある場合は、市長に対し、当該差別等事案を解決するために必要なあっせんを行うよう申し立てることができる。

2 障がいのある人の家族その他関係者は、前項の規定による申立てをすることができる。ただし、障がいのある人の意に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。

(調査)

第14条 市長は、前条の規定による申立てがあった場合は、当該申立てに係る事実について調査を行うものとする。この場合において、調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

(あっせん)

第15条 市長は、第13条の規定による申立てがあった場合は、浜田市障がい者差別解消推進委員会に対し、あっせんを行うことの適否について諮問するものとする。

2 浜田市障がい者差別解消推進委員会は、前項のあっせんを行うことの適否の判断を行う場合において、当該差別等事案に係る障がいのある人その他関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、浜田市障がい者差別解消推進委員会があっせんを行うことが適当と認めた場合は、当該差別等事案に係る障がいのある人その他関係者に対し、あっせんを行うものとする。

(勧告)

第 16 条 市長は、前条第 3 項の規定によりあっせんを行った場合において、不当な差別的取扱いをしたと認められる者が、正当な理由なく当該あっせんに従わないときは、当該あっせんに従うよう勧告することができる。

(公表)

第 17 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わない場合は、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合は、当該公表に係る者に対し、あらかじめその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(浜田市障がい者差別解消推進委員会の設置)

第 18 条 障がいのある人に対する不当な差別的取扱いを無くすための取組を効果的かつ円滑に行うため、浜田市障がい者差別解消推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事項)

第 19 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第 15 条第 1 項の規定による諮問に応じ、差別等事案に係るあっせんの申立てについて調査審議し、市長に答申すること。
- (2) 第 11 条第 2 項の規定による表彰に係る選考について、市長に意見を述べること。
- (3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項及び第 3 項に規定する事務に関すること。

(委員会の委員)

第 20 条 委員会の委員は、10 人以内とする。

2 委員は、障がいのある人、障がいのある人への不当な差別的取扱いに関し優れた識見を有する者その他の市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は、妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、

規則で定める。

第 5 章 雑則

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

(浜田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 浜田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 20 年浜田市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

別表浜田市保健医療福祉協議会委員の項の次に次のように加える。

浜田市障がい者差別解消推進委員会委員	〃	6,000 円
--------------------	---	---------